

SBI損保

2017年6月改定

SBI損保安心ロードサービス

サービスガイド

～事故や故障が発生したとき～

SBI損保安心ホットライン

事故や故障の際は、必ず事前にこちらまでご連絡ください。



PHS OK

0800-2222-581

24時間365日受付／携帯電話・PHSからもご利用になれます。

■IP電話などで上記フリーコール(0800-2222-581)が繋がらない場合は、恐れ入りますが下記の番号へお掛けください。
050-3786-0581(有料)



事故発生時の対応やロードサービスの
内容・ご利用方法についてご案内しています。
必ず内容をご確認のうえ保管ください。

〈 目次 〉

事故にあったら	P.1
事故対応サービスのご案内	P.1
ロードサービスのご利用案内	P.2
SBI損保安心ロードサービス規定	P.3

～事故にあったら～

SBI損保安心ホットライン



0800-2222-581

通話料無料

24時間365日受付 / 携帯電話・PHSからもご利用になれます

■IP電話などで上記フリーコール(0800-2222-581)が繋がらない場合は、恐れ入りますが下記の番号へお掛けください。
050-3786-0581(有料)

もしも事故にあったら、以下の対応をお願いいたします。

- 1 まずはケガ人を救護し、道路の安全を確保してください。**
おケガをされた方がいる場合は、その方の**救護が最優先**です。その後さらなる事故の発生を防止するため、**お車を安全な場所に移動**してください。
- 2 警察への届出をしてください。**
おケガのある無しにかかわらず、必ず**警察に届出**をしてください。また、後日トラブルになる可能性がありますのでその場で相手の方との損害賠償に関するお約束などは避けてください。
- 3 相手方や被害物の確認をお願いします。**
相手方のある事故の場合は、**相手方のお名前、ご連絡先、お車の登録番号、車種**などについて確認してください。
- 4 SBI損保へご連絡ください。**
SBI損保安心ホットライン(**専用ダイヤル:0800-2222-581**)へご連絡ください。弊社Webサイトからインターネットでの事故報告もできます。なおご連絡が遅れますと保険金のお支払いが遅れる場合がありますのでご注意ください。

事故にあった際は以下の点にご注意ください。

- 1. 示談交渉をなされる前に**
契約自動車の対人・対物賠償事故の示談交渉はお客さまに代わって弊社の専任スタッフが行いますが、お客さまご自身が示談をなされる場合は、必ず事前に弊社の承諾を得てください。弊社の承諾がない示談については、全額の保険金のお支払いができないことがありますのでご注意ください。
- 2. 事故車両を修理される前に**
車両事故・対物賠償事故のお車の修理については弊社の事前の損害確認が必要となります。修理を始める前に必ず弊社にご連絡ください。
- 3. 損害額をお立替になる前に**
お客さまが被害者から治療費などの請求を受けた場合には、必ずご連絡ください。お客さまが賠償金をお立替になる場合は、必ず領収書をお受け取りください。事前のご連絡がなくお立替になった場合は、全額の保険金のお支払いができないことがありますのでご注意ください。
- 4. 事故車両を廃車、入替される前に**
代わりのお車をご購入されたい場合は、任意解約のお手続きが必要となります。また、代わりのお車をご購入される場合は、車両入替のお手続きが必要となります。これらの場合、解約または入替の日は原則として弊社にご連絡いただいた日以降の日となりますのでご注意ください。

安心のサービスをご提供します(事故対応サービスのご案内)

1. 安心の事故対応体制

損害サービス体制

お客さまの方が一事故にそなえて、弊社では東京・大阪の損害サービスセンターが全国のお客さまの対応にあたらせていただきます。

専任スタッフによる示談交渉

対人・対物の賠償事故が発生した場合、人身事故・物損事故それぞれにプロの専任スタッフがチームで連携して対応します。SBI損保がお客さまに代わって示談交渉を行いますので安心ください。

お客さま訪問サービス

死亡事故や入院事故など、突然の交通事故で不安になられているとき、平日・休日を問わずスタッフがお客さまのもとにうかがい、必要な対応や書類について丁寧に説明させていただきます。

被害事故相談サービス

お客さまが被害にあわれた事故に関する相談についても、専任スタッフが親身に細やかなアドバイスをさせていただきます。

弁護士のご紹介サービス

弁護士費用等補償特約を付帯いただき、支払対象となる事故にあわれた場合、弊社と提携している弁護士ネットワークを通じて弁護士をご紹介します(一部弁護士会を通じてご紹介させていただく場合もございます。)。もらい事故にあっしまい、おこころあたりの弁護士がいなくても安心して弊社にご相談ください。

2. 迅速なお支払いのためのサービス

保険金請求書類省略サービス

車両事故・対物賠償事故に関しては、原則としてお電話により保険金請求の意思を確認させていただき保険金をお支払いします。

交通事故証明書取付代行サービス

交通事故証明書の取付が必要な場合には、SBI損保で取り付けます。

示談書省略サービス

対物賠償事故で、お客さま・相手の方、双方が希望された場合、電話による確認をもって示談書を省略して保険金をお支払いします。

診断書省略サービス

搭乗者傷害保険や自損事故保険で、ご請求金額が10万円以下の場合には、診断書の取付を省略し、通院日などのご申告で保険金をお支払いします。

3. SBI損保安心工場(指定修理工場)のご紹介

SBI 損保安心工場ネットワークについて

SBI損保安心工場ネットワークが万全の体制でお客さまの大切なお車のサポートを行います。事故によりお車の修理が必要な場合には、もよりのSBI損保安心工場をご紹介させていただきます。SBI損保安心工場ではお客さまにご満足いただけるような様々なサービスをご用意しております。



お引取り・納車が無料

お車の修理をご依頼いただいた際、無料にて引き取りにうかがいます。また修理完了後も無料にて納車いたします。



修理期間中の代車が無料

修理期間中、無料にて代車をご提供いたします。車種などの指定はできません。代車をご使用期間中のガソリン代は、お客さまのご負担となります。



修理保証書の発行(6ヶ月以上)

修理箇所について万が一不具合が発生したときには無料で再修理いたします。お客さまが修理車両を所有している期間に限りです。自然消耗などは除きます。

*お客さまのご希望の修理工場がある場合、お客さまにとって一番便利な方法をお選びください。ただし、SBI損保安心工場以外ではお引取り・納車の無料サービスや修理期間中の代車無料提供サービスがご利用いただけませんのでご注意ください。

*SBI損保安心工場が提供するサービスは、各工場毎に対応可能な地域内での提供となりますので、ご自宅から遠方での事故の場合などには各種サービスを受けられないことがあります。

4. インターネットによる事故対応サービス

インターネットでの事故報告

24時間365日「SBI損保安心ホットライン」で事故のご連絡を受け付けていますが、マイページで事故のご連絡をいただくこともできます。

*マイページから事故のご連絡をいただいた場合、弊社スタッフより後ほどご連絡をさせていただきます。

*弊社からの連絡時間9:00～17:00(平日)

インターネットでの事故経過情報の確認・保険金支払状況の確認

マイページで対応状況・保険金の支払履歴などが確認できます。パソコンやスマホからアクセスできますので、いつでもどこでも気になったときにご確認いただけます。

*インターネットに接続できるパソコンまたはスマホの環境が必要となります。

Eメールでのご連絡サービス

ご登録いただいたメールアドレスに、対応状況の更新・保険金の支払いの都度、Eメールでご連絡します。

ロードサービスのご利用案内

SBI損保安心
ホットライン

0800-2222-581

通話料無料

24時間365日受付 / 携帯電話・PHSからもご利用いただけます

ご利用にあたって

P.3 SBI損保安心ロードサービス規定をご一読ください。
(ロードサービスのご提供に関する規定です。)

■IP電話などで上記フリーコール(0800-2222-581)が繋がらない場合は、恐れ入りますが下記の番号へお掛けください。
050-3786-0581(有料)
一部のIP電話などではつながらない場合があります。その場合、他の電話機からお掛け直しいただけますようお願い申し上げます。

このサービスのご利用は、上記専用ダイヤルへ必ず事前にご連絡いただき弊社が提携するタイムズレスキュー株式会社が手配する業者をご利用いただくことが条件となります。

対象車両 弊社の自動車保険証券記載(マイページによる表示を含みます。以下同様とします。)の契約自動車
※ファミリーバイク他車連動車は対象外となります。

対象地域 日本国内 一部離島並びに一般車両が通行できない道路(季節的閉鎖道路、工事用道路など)・出勤車両の運行が極めて困難な場所(凍結道路、海浜、河川敷など)は除きます。

サービス内容		無料サービスとなる範囲	お客さまのご負担となる 有料サービスの代表例
レッカーサービス	レッカー牽引 事故または故障により、自力走行不能(※1)になった場合	自力走行不能になった現場から距離の制限なくもよりの修理工場(※2)までのレッカーによる牽引または積載車による運搬ただしお客さまご指定の修理工場などまでの場合は50kmまでとなります。 *1回のトラブルにつき、原則として1回までのご利用となります。	お客さまご指定の修理工場などまでの場合において50kmを超過したレッカーによる牽引または積載車による運搬牽引料金
	バッテリー上がり時のジャンピング	ジャンピング(バッテリー上がり時の車両にケーブルをつないでエンジンをスタートさせること)・バッテリーの点検(自動車保険証券記載の保険契約期間内で合計2回まで)	バッテリーの充電作業・バッテリー交換時のバッテリー本体などの部品代および作業料金 自動車保険証券記載の保険契約期間内での3回目以降の左記作業
緊急対応サービス 故障により、自力走行不能(※1)になった場合	パンク時のスペアタイヤ交換	タイヤがパンクした際のスペアタイヤ交換・タイヤ廻り点検	パンクしたタイヤの修理費用・タイヤパンク以外の原因によるスペアタイヤ交換・チェーン脱着作業
	鍵閉じ込み時の鍵開け(※3) 必ず車両所有者ご本人さまの開錠依頼であることを確認の上、作業を行います。	鍵の閉じ込み時のドアキーの開錠(対象車両内に鍵がある場合)	鍵の作製代などの部品代、特殊な鍵の開錠、ドアキー以外の開錠など
	現場での緊急対応(30分)	30分程度の現場復旧可能な軽作業	現場緊急対応が30分を超過した場合の作業延長料金および緊急対応時に要した部品代
落輪引き上げ・乗り上げ時の引き降ろしサービス	引き上げ・引き出し・引き降ろし	落輪(※4)や縁石等への乗り上げ(※5)および雪道・砂浜等でのスタック(※6)により自力走行不能となった場合の引き上げ・引き出し・引き降ろし作業	すべての車輪が路上にない場合の作業
ガソリン補給サービス	ガソリンで動けなくなった場合	ガソリン車・ディーゼル車の燃料補給(自動車保険証券記載の保険契約期間内で1回まで、10リットル程度のお届け)	自動車保険証券記載の保険契約期間内での2回目以降の燃料補給
サポートサービス 事故・故障により、自力走行不能(※1)でレッカーサービスをご利用になった場合	帰宅費用サービス	現地復旧できず代替交通機関で帰宅する場合、当面の目的地まで移動または帰宅するための交通費を1回の事故・故障につき1名あたり20,000円までお支払いします。(※7)	・特急、新幹線のグリーン車、航空機のスーパーシート ・レンタカー利用時の燃料代
	宿泊費用サービス	現地復旧できず臨時に宿泊せざるをえなかった場合、客室料を、1回の事故・故障につき1名あたり1泊15,000円までお支払いします。	・飲食費用、マッサージ代、電話代、入湯税等 ・当初から宿泊予定だったホテル等の宿泊費用
	修理後車両搬送・引取り費用サービス	修理完了後の車両を引き取る際に、車両搬送サービス(100,000円限度)のご提供、または、引取りのための費用を1回の事故・故障につき100,000円までお支払いします。	・お客さま指定業者による搬送費用 ・廃車時の荷物引き取りまたは宅急便利用費用 ・お客さま引き取り時の燃料代

※1 自力走行不能:事故または故障で車両が動かない、もしくは道路交通法上運転してはいけない状態(夜間にヘッドライトがつかないなど)をいいます。 ※2 SBI損保安心ロードサービスデスク(SBI損保安心ホットラインへご連絡いただいた際の受付窓口)が指定するもよりの修理工場となります。 ※3 以下の場合は、業者の手配・作業を行うことはできません。車両所有者ご本人さまの確認ができない場合、車両所有者からの開錠依頼であるが現場立会の方の本人確認ができない場合、車種・年式などによりサービス実施業者で開錠できない場合・トランクルームの開錠の場合・盗難防止装置(イモビライザーなど)付きの開錠の場合 ※4 落輪:道路から下方(側溝や用水路など)へ車輪を踏み外した状態(全ての車輪の落輪は除く)をいいます。 ※5 乗り上げ:縁石や中央分離帯などの障害物へ乗り上げた状態(全て車輪が道路上にない、車道・歩道・縁石に残っていない状態は除く)をいいます。 ※6 スタック:雪道・砂浜等でタイヤが空転して動けなくなる状態をいいます。 ※7 タクシー・レンタカーご利用の場合は、1台あたり30,000円が限度となります。

サービスが受けられない場合

各サービス共通

お客さまのご負担となる有料サービスの精算方法

自力走行不能となった原因が下記のいずれかに該当する場合

①お客さまの故意②無資格・飲酒(酒気帯び)運転、薬物などの影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転③戦争、外国の武力行使、革命、暴動危険、その他これらに類似の事変・暴動④地震・噴火またはこれらによる津波⑤核燃料物質などの放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに起因する事故⑥国または公共団体の公権力の行使(ただし消防または避難に必要な処理の場合は除く)⑦航空機、船舶、鉄道、自動車などによる輸送期間中の事故⑧車両メーカーが発行するマニュアルなどに表示されている仕様・取扱方法などと異なる方法、または限度を超えて使用したことによるトラブル

下記のいずれかに該当する場合

①このサービスの申込が適切に行われなかった場合②通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路、レース・ラリーを目的とする場所などでの作業③レース・ラリーなどで契約自動車を使用し、発生したと考えられるトラブル④自然保護・環境保全などの見地から主務大臣などの通行禁止を指定した地域での作業⑤出勤車両の通行が極めて困難な地域(凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷など)での作業⑥気象状況・周辺状況・自然災害などにより危険が予測される場合や作業が困難な場合⑦改造または後付けパーツを装着している、もしくは車高が低いため、通常の作業で二次破損などが生じる可能性があるか、または作業が不能となる車両⑧車検切れの車両⑨お客さまが本規定に違反した場合、またはその他提携会社がお客さまにおけるサービスの利用方法などが不適切と判断した場合

ご請求させていただく費用の例

- ・お客さまご指定の修理工場などまでの場合において50kmを超過したレッカー牽引料金
- ・1回のトラブルで2回に分けてレッカー牽引した場合の2回目の全ての作業料金あるいは入庫済修理工場から他の修理工場でレッカー牽引した場合の全ての作業料金
- ・車両が転落・横転、路外逸脱した場合の車両引き上げ・引き出し・引き降ろしならびに衝突物からの引き剥し等の特殊作業料金
- ・積込みが困難な形状の車両等あるいはトラブル内容や現場の状況等により、積載作業が困難な場合の積載する作業料金
- ・鍵紛失によりレッカー牽引した場合の全ての作業料金
- ・お客さまの都合によりサービス実施業者が現場で待機した場合の待機料金
- ・現場復旧作業が30分を超過した場合の作業延長料金
- ・車両の形状等による、タイヤ交換作業を行う場合の部品取り外し等の作業料金
- ・サービス実施業者が48時間を超えて保管した車両保管料金
- ・お客さまが指定した修理工場への搬送時に、お客さまの都合で有料道路を利用した場合の有料道路料金

現地精算させていただく費用の例

- ・サービス実施業者がサービスの提供に際して必要となった有料駐車場料金等
- ・鍵作製代、各種部品代、燃料代、油脂代、冷却水代、バッテリー液代等

SBI損保安心ロードサービスは弊社と提携しているタイムズレスキュー株式会社が提供するものです。本サービスの内容は、予告なく変更・中止する場合がありますのであらかじめご了承ください。

SBI損保安心ロードサービス規定(2017年6月1日現在)

第1条(目的等)

- (1)本規定は、SBI損害保険株式会社(以下「当社」という)が当社の自動車保険(以下「自動車保険」という)の契約者および被保険者(以下「利用対象者」という)に対して、ロードサービス(以下「サービス」という)を提供することに関して定めます。利用対象者は、本規定承認の上、サービスの提供を受けることができます。
- (2)サービスは、当社が委託する提携会社(以下「甲」という)を通じて提供します。

第2条(対象車両)

サービス対象車両は自動車保険証券記載(マイページによる表示を含みます)の契約自動車(以下「契約自動車」という)とします。したがって、ファミリーバイク、他車連動車両は対象外となります。

第3条(対象期間)

サービス対象期間は自動車保険証券記載(マイページによる表示を含みます)のご契約期間となります。なお、解約(解除)等によって保険契約が無効となった場合は、解約(解除)日までがサービス対象期間となります。

第4条(サービスの利用条件)

本規定に基づくサービスの利用条件は、次に定める通りとします。

- (1)事故または故障(以下「トラブル」という)により、自力走行不能(※1)となった場合にサービスを利用できます。
- ※1:「自力走行不能」とは、事故または故障で車両が動かない、もしくは道路交通法上運転してはならない状態(夜間にヘッドライトがつかない等)をいいます。
- (2)サービスは、トラブル発生の際に利用対象者がトラブル現場から事前にSBI損保安心ホットラインへ連絡をし、甲が手配する業者を利用することが条件となります。SBI損保安心ホットラインへの連絡がなく、利用対象者自身が業者を手配した場合は、サービス対象なりません。
- (3)サービスを利用できる地域は日本国内とします。ただし、一部離島等対象外の地域もあります。
- (4)サービスの提供を受けるためには、次の内容を全て満たしていることが条件となります。
- ①甲または甲と提携するサービス実施業者(以下「乙」という)から、運転免許証、自動車検査証およびその他本人確認資料の提示を求められたときは、それを提示すること。
 - ②トラブル現場における作業で車体等に損傷等を生じざる可能性が予測されるときは、損傷等が生じても甲または乙を免責することに同意し、その旨の念書に署名すること。
 - ③警察届出が必要な事故の場合は、警察への届出を済ませており、かつ車両の移動等につき警察の許可を受けていること。
 - ④トラブル現場における乙による現場作業に立会うこと。ただし、負傷等により乙のご都合が来ない場合は、この限りではありません。
 - ⑤危険物運搬車両のトラブルの場合は、危険物取扱者免許の保持者が現場作業に立会うこと。
 - ⑥甲または乙に対してサービスの提供に必要な不可欠な協力を行うこと。
 - ⑦道路交通法その他の法令、規則を遵守すること。
 - ⑧自動車保険契約が有効であり、自動車保険契約に基づく保険料の支払を怠っていないことを当社および甲が判断できること。
- (5)サービスの内容につき、定めのない事項、理解・解釈に不明な点がある場合は、当社の解釈または定めるところに従うこととします。

第5条(サービスの内容および範囲)

本規定に基づく無料サービスの内容および範囲は、次に定める通りとします。

(1)レッカーサービス(※2)

事故または故障(※3)により、自力走行不能となった場合に、トラブル現場から距離の制限無くもよりの修理工場(※4)までのレッカー車による牽引または積載車による運搬(以下「レッカー牽引」という)を無料(※5)で行います。ただし、利用対象者指定の修理工場などまでのレッカー牽引では50kmまでが無料となります。

※2:1回のトラブルにつき、原則として1回までの利用となります。

※3:故障の場合は、現場での復旧が困難なときに限り、このサービスを提供します。

※4:甲が指定するもよりの修理工場となります。

※5:出動基本料金、基本料金加算(高速道路・悪天候での作業、ドリーワー作業等の加算)、現場までの出張料金、レッカー牽引するための現場における30分程度の作業料金、もよりの修理工場までのレッカー牽引料金(利用対象者指定の修理工場などまでの場合は50kmまで)、トラブル現場が有料道路上の場合は業者がトラブル現場到着までに要した有料道路料金が無料となります。

以下の費用は、無料サービスの対象となりませんので利用対象者の負担となります。

【甲より利用対象者あて請求する費用の代表例】

- ①利用対象者指定修理工場などまでのレッカー牽引における50kmを超過したレッカー牽引料金
- ②1回のトラブルで2回に分けてレッカー牽引した場合の2回目全ての作業料金あるいは入庫済修理工場からの修理工場までのレッカー牽引した場合の全ての作業料金
- ③車両が転落、横転、路外逸脱した場合の車両引き上げ・引き出し・引き降ろしならびに衝突物からの引き刺し等の特殊作業料金
- ④積込みが困難な形状の車両等あるいはトラブル内容や現場の状況等により、積載作業が困難な場合の積載する作業料金
- ⑤鍵紛失によりレッカー牽引した場合の全ての作業料金
- ⑥利用対象者の都合により、乙が現場で待機した場合の待機料金
- ⑦乙が48時間を超過して保管した車両保管料金
- ⑧利用対象者が指定した修理工場への搬送時に、利用対象者の都合で有料道路を利用した場合の有料道路料金

(2)緊急対応サービス

故障により自力走行不能となった場合に、現場での復旧作業を無料(※6)で行います。

※6:出動基本料金、基本料金加算(高速道路・悪天候での作業等の加算)、現場までの出張料金、30分程度の現場作業料金、トラブル現場が有料道路上の場合は業者がトラブル現場到着までに要した有料道路料金が無料となります。

【無料サービスとなる代表例】

- ①バッテリー上がり時のジャンピング(※7)、バッテリーの点検
- ※7:バッテリー上がりの車両にケーブルを接続してエンジンをスタートさせる作業。自動車保険証券記載(マイページ)による表示を含みます)の保険契約期間内で合計2回まで無料。
- ②パンク時のスペアタイヤ交換、タイヤ廻り点検
- ③鍵紛失・盗難時の鍵開け(対象の車両内にある場合)

国産・外車一般シリンダーの開錠が対象

④その他30分程度の現場復旧が可能な軽作業

【利用対象者の負担となる有料サービスの代表例】

- ①スノータイヤなど季節用タイヤへの交換作業
- ②スノータイヤなど季節用タイヤからノーマルタイヤへの交換作業
- ③チェーン装着作業
- ④ドアガラスの開閉トラブルに対応する現場復旧作業または応急処置作業
- ⑤エアコンなど室内空調機器のトラブルに対する現場復旧作業または応急処置作業
- ⑥バッテリーの充電作業
- ⑦バッテリー本体の交換作業
- ⑧タイヤパンクの修理作業
- ⑨次のようなケースの鍵開けの手配及び作業

ア. 車両所有者から開錠依頼であるが、利用対象者の本人確認ができない場合

イ. 車両所有者と依頼人が別人で利用対象者の本人確認ができない場合

ウ. 車種・年式等により、乙で開錠できない場合

オ. トランクローのみの開錠の場合

カ. 盗難防止装置(イモビライザー等)付き車両の開錠の場合

⑩その他、乙が走行に支障が無いと判断した場合

【甲より利用対象者あて請求する費用の代表例】

- ①現場復旧作業が30分を超過した場合の作業延長料金
- ②車両の形状等による、タイヤ交換作業を行う場合の部品取り外し等の作業料金
- ③利用対象者の都合により、乙が現場で待機した場合の待機料金
- 【現地精算する費用の代表例】
- ①乙がサービスの提供に際して必要となった有料駐車料金等
- ②鍵複製代、各種部品代、燃料代、油脂代、冷却水代、バッテリー液代等
- ③落輪引き上げ・乗り上げ時の引き降ろしサービス

落輪や緑石等への乗り上げおよび雪道・砂浜等でのスタック(※8)により自力走行不能となった場合に、引き上げ・引き出し・引き降ろし作業を無料で行います。

※8:落輪とは、道路から下方(側溝や水路等)へ車輪を踏み外した状態をいいます(全ての車輪の落輪は除く)。出動基本料金、基本料金加算、現場までの出張料金、基本作業料金、クレーン作業等の落輪引き上げ作業料金が無料となります。乗り上げとは、緑石や中央分離帯などの障害物へ乗り上げた状態をいい(全ての車輪が道路にない、車道・歩道・緑石に残っていない状態は除く)。出動基本料金、基本料金加算、現場までの出張料金、基本作業料金、クレーン作業等の乗り上げ引き降ろし作業料金が無料となります。スタックとは、雪道・砂浜等でタイヤが空転して動けなくなる状態をいい、出動基本料金、基本料金加算、現場までの出張料金、基本作業料金、クレーン作業等の車両引き上げ・引き出し・引き降ろし作業料金が無料となります。

以下の費用は、無料サービスの対象となりませんので利用対象者の負担となります。

【甲より利用対象者あて請求する費用の代表例】

- ①車両が転落、横転、路外逸脱した場合の車両引き上げ・引き出し・引き降ろしならびに衝突物からの引き刺し等の特殊作業料金
- ②利用対象者の都合により、乙が現場で待機した場合の待機料金
- 【現地精算する費用の代表例】
- ①乙がサービスの提供に際して必要となった有料駐車料金等
- (4)ガソリン補給サービス

ガソリンが残り少ない場合、自動車保険証券記載(マイページ)による表示を含みます)の保険契約期間内1回に限り無料でガソリンまたは軽油10リットルまでを提供します。(対象車はガソリン車またはディーゼル車に限定します。)以下の費用は、無料サービスの対象となりませんので利用対象者の負担となります。

【甲より利用対象者あて請求する費用の代表例】

- ①利用対象者の都合により、乙が現場で待機した場合の待機料金
 - 【現地精算する費用の代表例】
 - ①乙がサービスの提供に際して必要となった有料駐車料金等
 - (5)サポートサービス
- 事故または故障により、自力走行不能(※1)でレッカーサービスを利用になった場合、次の全ての事由に該当し、利用対象者が各種費用(帰宅費用、宿泊費用、修理後車両搬送または引取り費用)を負担した場合に、本サービスを利用できません。
- ア. 外出先(修理後車両搬送・引取り費用サービスの場合は除く)で事故または故障により自力走行不能となり、現地で復旧不能となること。
- イ. 帰宅、宿泊および修理後車両の引取りを実施する前に、SBI損保安心ホットラインに連絡すること。
- ウ. 事故または故障の発生日から50日以内に費用請求書類と領収書(原本)が甲に到着すること。

①帰宅費用サービス

事故または故障の当日または翌日に、代替交通機関を利用して合理的な経路および方法により、事故または故障発生地から当面の目的地まで移動するまたは帰宅するため、利用対象者の負担した交通費が、帰宅費用サービスの対象となります。ただし、燃料代は利用対象者の自己負担となります。

ア. 代替交通機関とは、バス・鉄道(特急、新幹線)の指定席を含む、グリーン車(除く)、航空機(エコノミークラスのみ)、船舶(普通客室)・タクシーおよびレンタカーとなります。レンタカーをご利用の場合、契約自動車と同クラスの車両としたしおよび、また、限度額内であっても追加保険料等すべてのオプションは対象外となり、利用対象者の自己負担となります。

イ. 帰宅費用は、契約自動車に搭乗中の者を対象とし、車検証記載の乗車定員を限度とします。

ウ. 翌日の帰宅については、当日帰宅することが困難であると甲が判断した場合に対象となります。この場合、帰宅費用サービスと合わせて、それを超える限度額まで対象となります。

エ. 1回の事故または故障につき、1名あたり20,000円(消費税込)を限度にお支払いいたします。但し、レンタカー利用の場合は1日30,000円(乗捨て料金を含む)、使用開始より24時間以内を限度とします。どちらの場合も必ず領収書(原本)が必要となります。

オ. タクシー使用の場合は、1台あたり30,000円を限度とします。カ. 帰宅費用は、一旦、利用対象者に立替払いしていただき、後日甲から送付する費用請求書類を作成の上で領収書(原本)を添付してご請求いただきます。甲は費用請求書類を受領後、サービス対象の費用を利用対象者にお支払いいたします。なお、お支払にあたりましては、領収書発行元へ内容を確認する場合があります。

②宿泊費用サービス

契約自動車の自力走行不能により臨時に宿泊せざるをえなかったために最寄りのホテル等の宿泊施設に臨時に宿泊したときに、利用対象者が負担した客室料が宿泊費用サービスの対象となります。

ア. 契約自動車に搭乗中の者を対象とし、車検証記載の乗車定員を限度とします。

イ. 事故または故障発生当日または翌日の宿泊が対象となります。ウ. 1回の事故または故障につき、1名あたり1泊15,000円(消費税込)を限度にお支払いいたします。必ず領収書(原本)が必要となります。

エ. 当初から宿泊する予定だったホテル等の宿泊費用はサービスの対象となります。

オ. 宿泊費用とは、客室料(消費税込・サービス料込)をいい、飲食費用・マッサージ代・電話代・入湯税等は除きます。

カ. 事故または故障場所から宿泊施設までの交通費は、1名あたり15,000円(消費税込)の宿泊費に含んで宿泊費用サービスの対象となります。

キ. 宿泊費用は、一旦、利用対象者に立替払いしていただき、後日甲から送付する費用請求書類を作成の上で領収書(原本)を添付してご請求いただきます。甲は費用請求書類を受領後、サービス対象の費用を利用対象者にお支払いいたします。なお、お支払にあたりましては、領収書発行元へ内容を確認する場合があります。

③修理後車両搬送・引取り費用サービス

事故または故障により自力走行不能となった契約自動車、最寄りの修理工場にて修理完了後、利用対象者の居住地もしくは勤務先まで甲の指定業者が搬送車等により運搬いたします。この際に必要となる運搬費用が、修理後搬送費用サービスの対象となります。

なお、本サービスは修理完了車両を修理工場から搬送する費用が対象であり、修理前の車両搬送費用は対象となります。また、利用対象者自身が直接向いて修理工場まで車両を引き取りに行く場合は、修理完了車両を引き取るための利用対象者1名分の交通費(消費税込100,000円限度)をお支払いいたします。ただし、燃料代は利用対象者の自己負担となります。

ア. 1回の事故または故障につき、100,000円(消費税込)を限度に無料で対応いたします。

イ. 甲が指定した業者ではなく利用対象者が業者を指定した場合は、サービスの対象となります。

ウ. 利用対象者自身が引き取りに行く場合の交通機関は、鉄道(特急・新幹線)の指定席を含み、グリーン車は除く)、バス、航空機(エコノミークラスのみ)、船舶(普通客室)、タクシーおよびレンタカーをいいます。

エ. 廃車時の荷物引取りまたは宅急便利用費用はサービスの対象となります。

オ. 引き取り費用は、一旦利用対象者に立替払いしていただき、後日甲から送付する費用請求書類を作成の上で領収書(原本)を添付してご請求いただきます。甲は費用請求書類を受領後、サービス対象の費用を利用対象者にお支払いいたします。なお、お支払にあたりましては、領収書発行元へ内容を確認する場合があります。

④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似する事象または暴動

⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑥核放射物質(使用済燃料を含む)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑦国または公共団体の公権力の行使(ただし、消防または避難に必要な処置の場合を除く)

⑧航空機、船舶、鉄道、自動車等による輸送期間中の事故

⑨車両メーカーが発行するマニュアル等に示されている仕様・取扱方法などと異なる方法、または限度を超えて使用したことによるトラブル

(2)以下のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を受けることができます。

- ①第4条に定める、ロードサービスの利用申込が適切に行われなない場合
- ②通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路、レース・ラリーを目的とする場所等での作業
- ③レース・ラリー等で契約自動車を使用し、発生したと考えられるトラブルの場合
- ④自然保護・環境保全等の見地から主務大臣等が通行禁止を指定した地域での作業
- ⑤自動車道の通行が極めて困難な地域(凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等)での作業
- ⑥気象状況、周辺状況、自然災害等により危険が予測される場合や作業が困難な場合
- ⑦改造または後付けパーツを装着している、もしくは車高が低いため、通常の作業で二次破損等が生じる可能性があるか、または作業が不能となる車両
- ⑧車検切れの車両

⑨利用対象者が本規定に違反した場合、またはその他当社もしくは甲が利用対象者におけるサービスの利用方法等が不適切と判断した場合

第6条(サービスの提供を受けられない場合)

(1)自力走行不能となったトラブルの原因が次のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を受けることができません。

- ①利用対象者の故意
- ②無免許運転、飲酒運転、麻薬、覚せい剤、シンナー等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似する事象または暴動
- ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤核放射物質(使用済燃料を含む)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑥国または公共団体の公権力の行使(ただし、消防または避難に必要な処置の場合を除く)
- ⑦航空機、船舶、鉄道、自動車等による輸送期間中の事故
- ⑧車両メーカーが発行するマニュアル等に示されている仕様・取扱方法などと異なる方法、または限度を超えて使用したことによるトラブル

(2)以下のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を受けることができます。

- ①第4条に定める、ロードサービスの利用申込が適切に行われなない場合
- ②通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路、レース・ラリーを目的とする場所等での作業
- ③レース・ラリー等で契約自動車を使用し、発生したと考えられるトラブルの場合
- ④自然保護・環境保全等の見地から主務大臣等が通行禁止を指定した地域での作業
- ⑤自動車道の通行が極めて困難な地域(凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等)での作業
- ⑥気象状況、周辺状況、自然災害等により危険が予測される場合や作業が困難な場合
- ⑦改造または後付けパーツを装着している、もしくは車高が低いため、通常の作業で二次破損等が生じる可能性があるか、または作業が不能となる車両
- ⑧車検切れの車両
- ⑨利用対象者が本規定に違反した場合、またはその他当社もしくは甲が利用対象者におけるサービスの利用方法等が不適切と判断した場合

第7条(個人情報の提供および利用への同意)

利用対象者は、当社がサービスを提供するため、利用対象者に関する情報(住所、氏名、電話番号、生年月日、保険証券番号の情報)を甲に対して提供することおよびサービスの記録・利用状況等を当社と甲との間で相互に提供し、利用することに同意するものとします。

第8条(サービスの提供に伴う損害)

サービスの提供に伴い対象物の破損、人身事故その他の損害等が発生した場合、甲および乙に故意または重大な過失がない限り、当社は、甲および乙はその損害等の賠償責任を負わないものとします。

第9条(サービスの提供の変更・中止・終了)

(1)サービスの内容については、当社および甲がその都合により予告なく変更できるものとし、変更後のサービスが提供されることを利用対象者が承諾します。この場合、当社のWebサイトへの掲載をもってその効力が発生するものとします。

(2)当社は、利用対象者が事前にまたは事後に通知することにより、サービスの提供を中止または終了することができるものとし、利用対象者はこれを承諾します。

第10条(合意管轄)

利用対象者は、本規定について紛争が生じた場合、訴訟のいかなにかかわらず、当社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。